

## Q&A（人材確保・育成要望調査）

No	質疑	回答
<b>総論</b>		
1	いつから導入（着手）したものが対象となるのか。	補助金交付要綱等を策定中のため調整中ですが、令和4年12月2日以降に導入（着手）したものを対象とする予定です。
2	いつまでに事業完了したものが対象となるのか。	令和6年2月末日までに事業完了したものを対象とします。
3	乗合タクシーも対象になるか。	対象になります。
4	1事業者が、乗合バスと貸切バスそれぞれで要望することは可能か。	可能です。ただし、同一の補助対象をそれぞれ要望することはできませんのでご注意ください。
5	協会等の団体も対象となるか。	補助対象はバス事業者、タクシー事業者に加え、補助金交付要綱等については現在調整調整中ですが、バス事業者、タクシー事業者を構成員に含む団体（〇〇県バス協会、〇〇県タクシー協会、組合を想定）も補助対象とする予定です。今後決定される補助金交付要綱等の内容によっては補助対象とできない事がありますのでご了承ください。
6	ホールディング会社など、持ち株会社は補助対象となるか。	補助対象となりません。
7	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能か。	No.1に記載のとおり、令和4年12月2日以降に事業着手・契約した経費であれば交付決定前の着手でも対象とする予定（※）ですが、当該始期より前に契約されたものは、支払いが始期以降であっても補助対象とはなりません。 なお、実際の実施予定期間や要望の内容により、国土交通省にて審査の上決定するため、結果がご要望によらない場合もありますのでご承知おきください。 （※）今後決定される補助金交付要綱等の内容によっては変更となる場合がありますのでご了承ください。
8	繰り越して事業を実施することは可能か。	原則、繰り越しはできません。令和6年2月末までに事業完了して頂く必要があります。
<b>二種免許取得のための教習関係</b>		
1	12月1日以前に申し込み又は入校したが、12/2以降に修了したものは対象か。	二種免許取得のため教習及び二種免許取得のための受験資格特例教習については、総論No.1に記載のとおり、補助対象期間である令和4年12月2日以降に申込及び入校等したものを対象とする予定（※）です。12月1日以前に申し込み・入校した場合には補助対象となりません。 （※）今後決定される補助金交付要綱等の内容によっては変更となる場合がありますのでご了承ください。
2	「普通二種免許」所有者が新たに「大型二種免許」などを取得するための教習経費も対象となるか。	対象となります。
3	免許センターで支払う手数料は対象か。	運転免許センターで支払う手数料（試験手数料、交付手数料等）は対象となりません。
<b>研修等関係</b>		
1	対象外の研修例を具体的に教えてほしい。	運行管理者講習（基礎、一般、特別）、適性診断（特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断）、運転者登録にかかる講習・研修等、法令により受講が求められている研修・講習は対象外です。
2	個人が支払った研修費用は補助対象となるのか。	事業者が支払った研修費用が補助対象となります。研修先からの領収書等が個人名しか発行できない場合は、その費用を事業者が支払っていることがわかる挙証書類（給与明細書等）を実績報告時に提出いただきます。